

13 学則変更(学科廃止)届 (専修学校用) (※)

年 月 日

大阪府教育長 ○○○○ 様 ①

○○学校設置者
設置者所在地
設置者名
設置者代表者名

学則変更(学科廃止)届

このたび、○○学校の学科廃止に係る学則を変更したいので、学校教育法第131条及び同法施行規則第188条において準用する同規則第15条の規定に基づきお届けします。

- 1 学科名称
- 2 廃止する理由 ②
- 3 変更年月日
(廃止年月日)
- 4 生徒の処置方法 ③
- 5 変更条文新旧比較表(様式27)

(※)各種学校が学科を廃止する場合は、収容定員変更認可申請書を提出すること。

添付書類

- 1) 理事会及び評議員会の決議録等、設置者所定の手続きを経たことを証する書類(様式 29、30 の作成例参照) ④
 - 2) 新学則
 - 3) 文部科学省の告示や通知文等の写し(廃止する学科が、専門士等の告示を受けている場合)
- ※ その他参考資料の提出を求める場合がある

提出期限

当該学科に生徒が在籍しなくなることが決定した時点で速やかに提出すること。

説 明

- ① 氏名を省略する場合は「大阪府教育長様」とすること。
- ② 学科を廃止するに至った経過を含めて具体的に記載すること。
- ③ 廃止時に在籍する生徒がある時は、その生徒の処置を具体的に記載すること。
- ④ 該当箇所に蛍光ペン等でマーカーすること。また、届出事項に係る議案資料をあわせて添付すること。

留意事項

1. 提出部数正副各1部(合計2部)
2. 以下の変更の場合はその他関係認可申請・届出を同時に提出すること。
 - ・目的変更 : 目的変更認可申請書(専修学校)、目的変更届(各種学校)
 - ・名称 : 名称変更届
 - ・位置 : 位置変更届
 - ・校地校舎 : 校地・校舎変更届
 - ・課程廃止 : 課程廃止認可申請書
3. 次の場合は、それぞれ所定の手続きが別途必要であることに留意すること。
 - ・廃止しようとする学科が、修了者に専門士(高度専門士)の称号が付与される学科である場合
 - ・廃止しようとする高等課程(専門課程)の学科が、修了者に大学(大学院)入学資格が認められる学科である場合
 - ・廃止しようとする学科が、職業実践専門課程の認定学科である場合
4. サイズはA4版を原則とするが、図表等が読みづらくなる場合はA3版でも可とする。両面印刷を原則とする(A4版は長辺綴じ、A3版の場合は短辺綴じ)
5. 学科の廃止に先立って入学者の募集を停止しようとする場合は、その旨を学則に定め、別途、学則変更届を提出すること。